

# 建災防統一安全標識の外国語表記のお知らせ

建設業労働災害防止協会により出されている「建災防統一安全標識」の、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語の表記の一例をお知らせします。安全標識に添付等をして現場等でお役立てください。

<p>立入禁止</p>  <p>Do Not Enter 禁止入内 CẤM VÀO Dilarang! Masuk BAWAL PUMASOK</p>	<p>禁煙</p>  <p>No Smoking 禁止吸烟 CẤM HÚT THUỐC Dilarang! Merokok BAWAL MANIGARILYO</p>	<p>火気厳禁</p>  <p>Danger: No Open Flame 严禁烟火 CẤM LỬA Dilarang! Menggunakan Api MAPANGANIB: BAWAL ANGAPOY</p>	<p>駐車禁止</p>  <p>No Parking 禁止停车 CẤM DỖ XE Dilarang! Parkir Diaini BAWAL PUMARADA</p>	<p>一般禁止</p>  <p>— — — —</p>	<p>頭上注意</p>  <p>Watch Your Head 当心头頂 CHÚ Ý TRÊN ĐẦU Awat! Bagian Atas Kepala INGATAN ANG ULO!</p>
<p>足もと注意</p>  <p>Watch Your Step 注意脚下 CHÚ Ý DƯỚI CHÂN Awat! Bawah Kaki INGATAN ANG HAKBANG!</p>	<p>開口部注意</p>  <p>Danger: Opening in Floor 当心开口处 CHÚ Ý LỖ MỖ Awat! Ada Lubang MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG</p>	<p>感電注意</p>  <p>Danger: Electrical Hazard 当心触电 CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT Awat! Bahaya Sengatan Listrik MAPANGANIB: MAY KURYENTE</p>	<p>墜落注意</p>  <p>Danger: Falling Hazard 当心坠落 CHÚ Ý RƠI NGẢ Awat! Terpeleket Jatih MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK</p>	<p>路肩注意</p>  <p>Mind the Shoulder 小心路肩 CHÚ Ý LỀ ĐƯỜNG Hati hati! Juhar Durezat MAG-INGAT SA TABING- DAAN</p>	<p>酸欠注意</p>  <p>Danger: Risk of Suffocation 当心缺氧 CHÚ Ý THIẾU OXY Awat! Kekurangan Oksigen MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HININGA</p>
<p>有機溶剤使用中</p>  <p>Organic Solvent in Use 正在使用有机溶剂 ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ Sedang Menggunakan Larutan Organik MAY DINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT</p>	<p>一般注意</p>  <p>— — — —</p>	<p>安全帯使用</p>  <p>Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN</p>	<p>保護帽着用</p>  <p>Wear Helmet 必须戴安全帽 ĐỘI MŨ BẢO HỘ Gunakan Topi Pelindung MAGSUOT NG HELMET</p>	<p>一般指示</p>  <p>— — — —</p>	<p>整理整頓</p>  <p>Keep Tidy 整理整頓 VỆ SINH SẠCH SẼ Rapikan! Dengan Teratur PANATILIHING MASINOP</p>
<p>最大積載荷重</p>  <p>Maximum Load 最大载重 TẢI TRONG TỐI ĐA Kapasitas Berat Beton Maksimum PINAKAMABIGAT NA KARGA</p>	<p>喫煙所</p>  <p>Smoking Area 吸烟处 NƠI HÚT THUỐC Tempat Merokok LUGAR PARA SA PANINIGARILYO</p>	<p>担架</p>  <p>Stretcher 担架 CÀNG KHIẾNG Tandu STRETCHER</p>	<p>安全通路</p>  <p>Safe Passageway 安全通道 LỐI ĐI AN TOÀN Jalur Koraman LIGTAS NA DAANAN</p>	<p>昇降階段</p>  <p>Staircase 上下樓梯 CAU THANG BỘ Tangga Naik Turun HAGDANAN</p>	<p>休憩所</p>  <p>Break Room 休息区 KHU VỰC NGHỈ NGƠI Tempat Istirahat PAHINGAHAN</p>
<p>消火器</p>  <p>Fire Extinguisher 灭火器 BÌNH CHỮA CHÁY Alat Pemadam Kebakaran PANG-APULA NG APOY</p>	<p>警報設備</p>  <p>Alarm System 警報設備 THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG Peralatan Tanda Bahaya (Alarm) SISTEMANG PANG- ALARMA</p>	<p>A E D設置場所</p>  <p>Equipped with AED AED (自動体外除颤器) 設置点 NƠI CỒ ĐẶT AED Tempat Instalasi Peralatan AED MAY NAKAHANDANG AED</p>	<p>※ 安全標識及び外国語表記は、 建災防ホームページから ダウンロードできます。 (<a href="https://www.kensaibou.or.jp/">https://www.kensaibou.or.jp/</a>)</p>		

# 外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト

東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



## 安全に働くための基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



- 服装の乱れはけがのもと。ボタンをかけて、袖口を締めよ。  
■ Fukusō no midare wa kega no moto. Botan o kakete, sodeguchi o chisroyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desalexo é causa de acidente. Ajuste completamente a roupa; feche bem os pontos das mangas.



→ HOME → お問い合わせ → サイトマップ → 文字サイズ



## 職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援  
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント  
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

ホーム > 教材・資料 > 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材

## 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材

建設現場で働く外国人労働者(外国人建設就労者等)の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント(47作品)や代表的な労働災害事例(35作品)を動画により視聴いただけます。  
日本語版は安全衛生ビデオをご覧ください。



### ～作業ごとの安全衛生対策のポイント～

C: 中文                      V: Tiếng Việt  
I: Bahasa Indonesia      E: English



### I. 一般的な事項

	C	V	I	E
作業服装	中国語 (1分38秒)	ベトナム語 (1分59秒)	インドネシア語 (1分26秒)	英語 (1分36秒)
整理整頓	中国語 (1分58秒)	ベトナム語 (2分17秒)	インドネシア語 (2分10秒)	英語 (1分51秒)
安全通路	中国語 (1分54秒)	ベトナム語 (2分12秒)	インドネシア語 (1分41秒)	英語 (1分46秒)
事務所 休憩所	中国語 (1分50秒)	ベトナム語 (2分07秒)	インドネシア語 (1分41秒)	英語 (1分46秒)
寄宿舎	中国語 (2分06秒)	ベトナム語 (2分29秒)	インドネシア語 (2分06秒)	英語 (2分11秒)

# 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

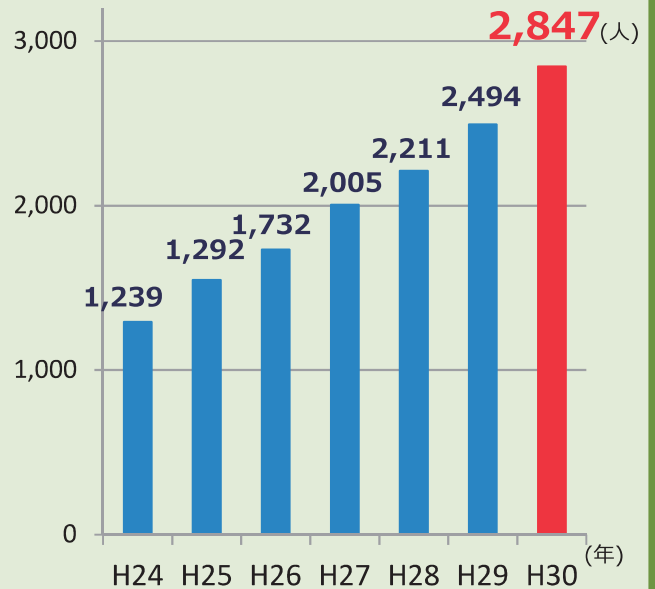
近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています**。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう**。



## 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

### 外国人労働者のための

## 安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

### ！ 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。  
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）



# 外国人労働者向け安全衛生教育用資料をご活用ください。

## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（製造業向け）

（英・中・ポルトガル・スペイン）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

## 外国人建設就労者に対する安全衛生教育

（英・中・ベトナム・インドネシア）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02443.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html)

## 外国人造船就労者に対する安全衛生教育

（英・中・ベトナム・インドネシア・タガログ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00863.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00863.html)

## 外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言語）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

## 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）

外国人雇用管理指針では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項**を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等（※）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等（※）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（※）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

※母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

この指針の全文や外国人雇用のルール全般については、厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html)

2019.6

建設業の  
一人親方等の  
みなさまへ

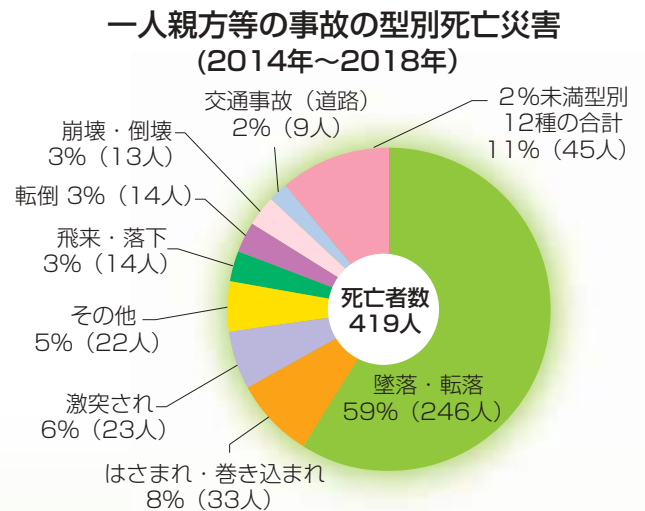
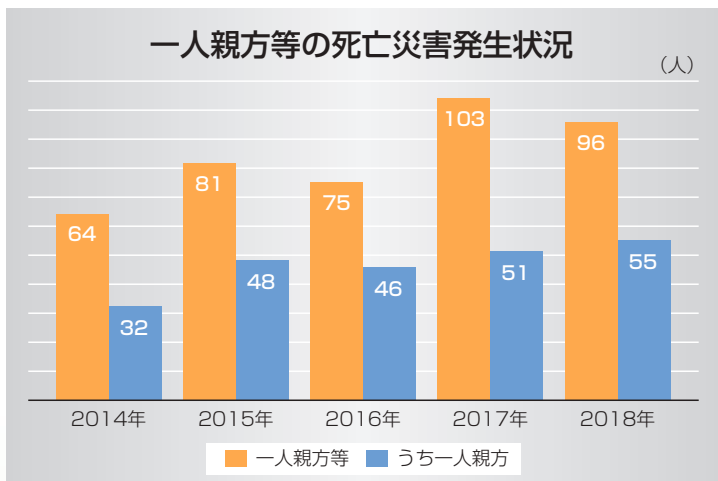
# 建設現場の災害を なくしましょう！

建設業における労働災害は、関係者の積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は12%超と依然として高い比率を占めています。

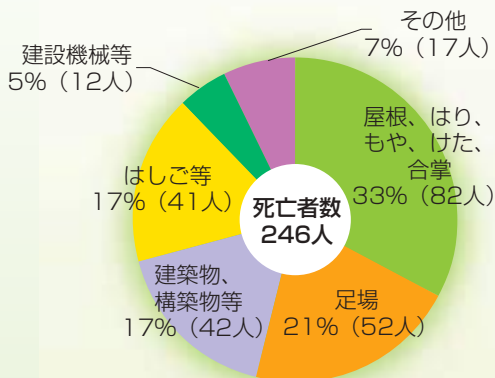
建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

\*このパンフレットの「一人親方等」は、労働者ではない方を指し、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。

厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2014年から2018年の5年間で419人の方が亡くなっており、事故の型別では、墜落・転落が246人と約6割を占めています。

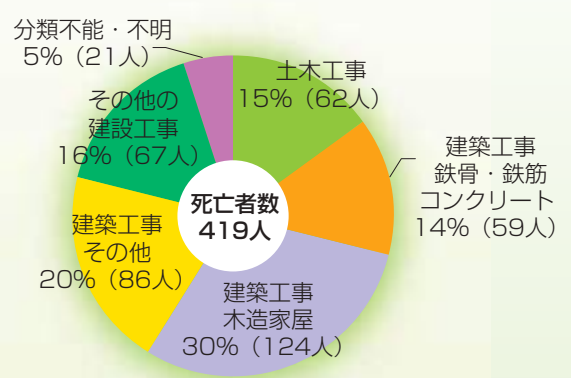


### 一人親方等の墜落・転落による死亡災害 (起因物別：2014年～2018年)



墜落・転落の起因物を見ると、屋根・はり・けた等が33%

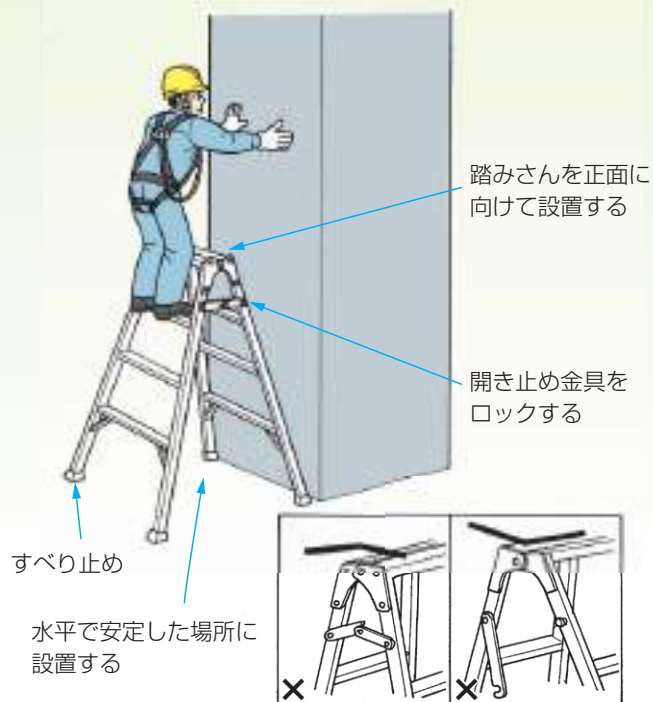
### 工事の種類別発生状況 (2014年～2018年)



工事の種類別では、建築工事、木造家屋が30%で一番多い

# 墜落・転落災害防止のポイント～作業上の注意事項～

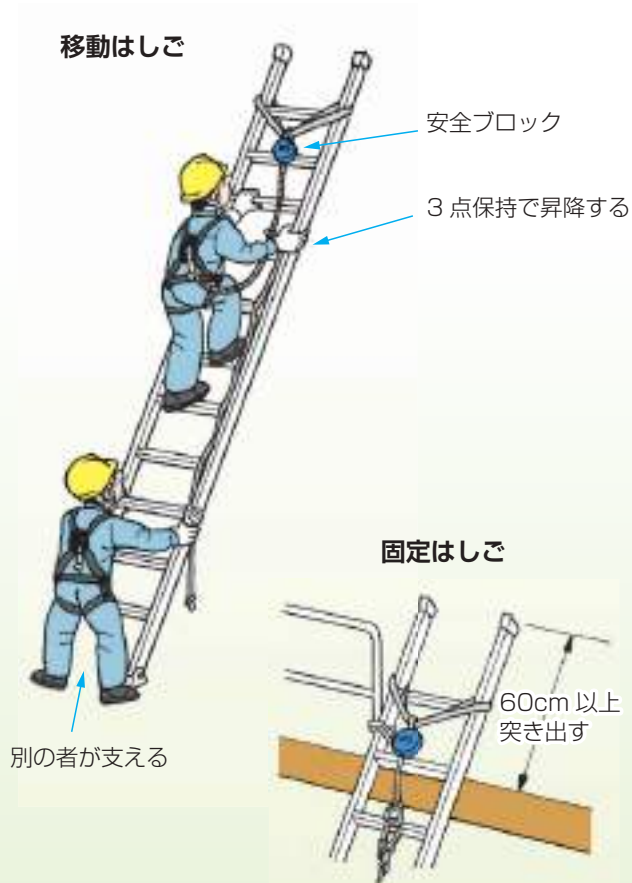
## 1 脚立を使用しての作業



- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

## 2 はしごの昇降



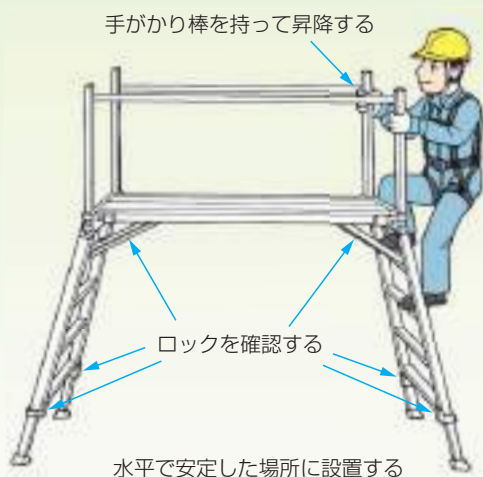
### 【移動はしご】

- ① 立てかける前に安全ブロックを設置する
  - ② はしごの下を別の者が支える
  - ③ 昇降中は、安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
  - ④ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態（踏みさんに足を置き、脚柱等をつかむ）を維持しながら昇降する
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 【固定はしご】

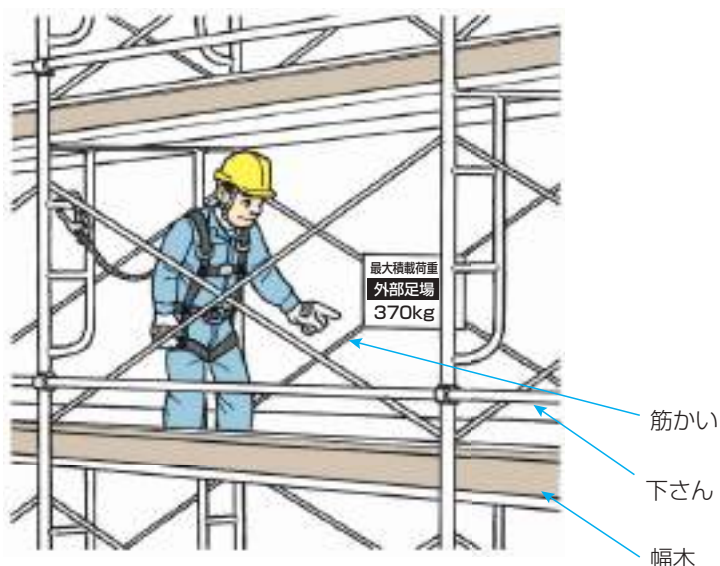
- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
  - ② はしごの上部は、床面から60cm以上突き出して設置する
  - ③ 安全ブロックを昇降に支障のない場所に固定する
  - ④ 昇降中は安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
  - ⑤ 床面に乗り移る際は、安全帯のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 3 可搬式作業台を使用しての作業



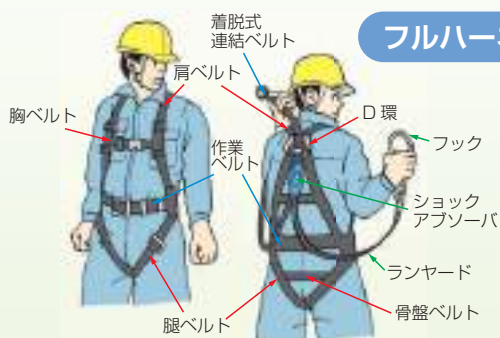
- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ③ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ④ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ⑤ 水平で安定した場所に設置する
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

### 4 足場上での作業



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には必ず職長等責任者の了承を得て行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）

### 5 安全帯（墜落制止用器具の使用）

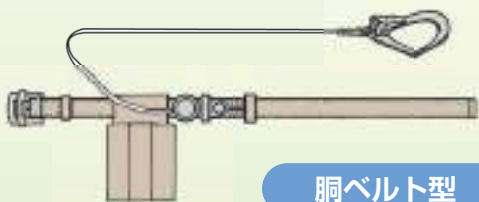


#### フルハーネス型

（注）このパンフレットの「安全帯」は改正安全衛生法令の「墜落制止用器具」である

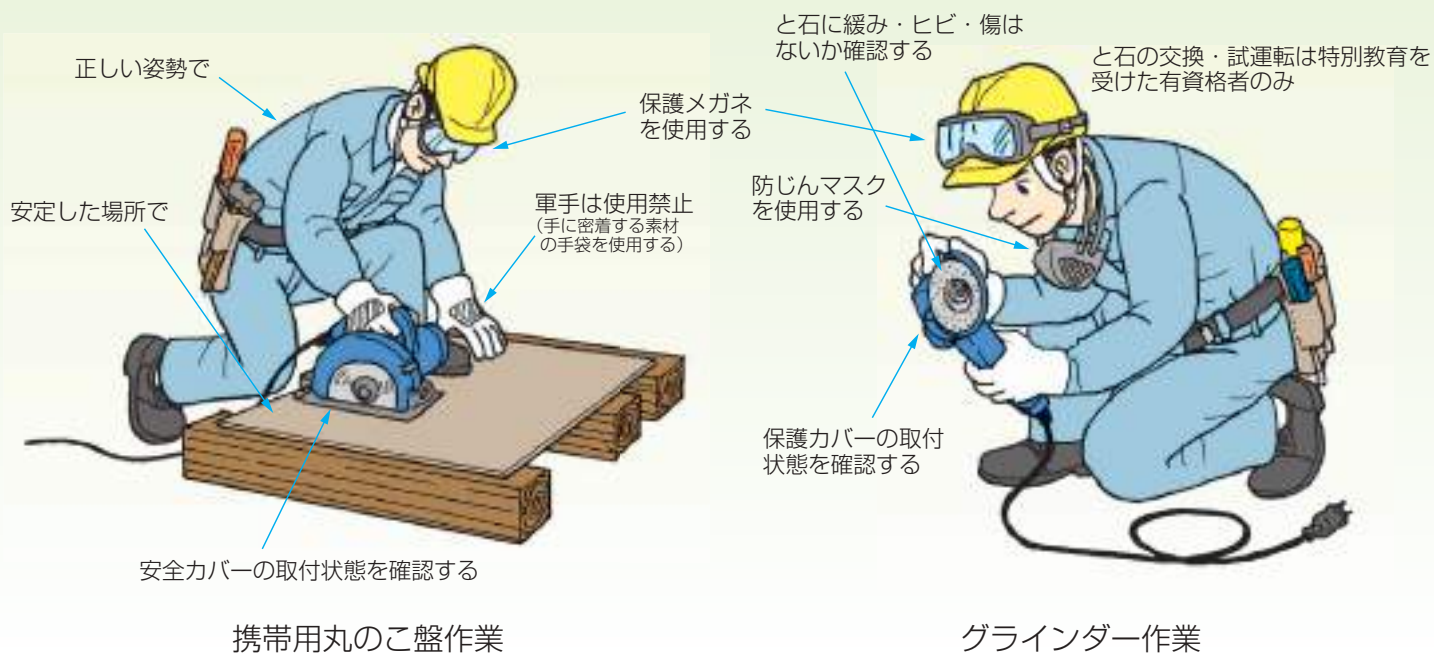
「フルハーネス型安全帯」と「胸ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実にいき、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



#### 胸ベルト型

## 電動工具使用時の注意事項



## 石綿（アスベスト）健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業を行う場合には、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付き呼吸用保護具の例



防じんマスクの例



保護衣

## 労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請を行う必要があります。  
万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討いただき、ご相談の際は最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → →  
(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)



QRコード

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。  
お問合せはメールにてお願いします。hitorioyakata@kensaibou.or.jp  
建設業労働災害防止協会委託事業本部  
東京都港区芝 5-29-19 旭ビルディング 9階  
TEL：03-3453-0978 FAX：03-5476-8362





# 安全衛生経費とは



## 請負代金内訳書に明示する経費 (例)

- [1] 誘導員を配置させる場合の費用
- [2] 店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
- [3] 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用

- [4] 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用など

労働安全衛生法では、“元請負人及び下請負人に労働災害防止対策”を義務付けており、それに必要とする経費は、元請負人の負担が義務付けられています。

### 【1】安全衛生経費とは

建設業では、発注者から元請負人、一次、二次下請負人等、その雇用する労働者（労働基準法第91条に規定する労働者）などが、重傷構造で工事を行うことから、労働災害を防止するためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う下請負人だけでなく、それ以外の発注者や元請負人にも安全に對する理解と対策の実施が重要です。

安全衛生経費にどのようなものが含まれるのかを「安全衛生経費ガイドブック作成委員会」において検討した結果、本ガイドブックにおいては安全衛生経費を元請負人及び下請負人の労働災害防止対策に係る費用としました。また、その範囲については「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び権限明確化」の解説並びに作成要領検討結果報告書（平成25年3月建設業労働災害防止協会）を参考に以下のようにまとめました。

図表 1-1 「安全衛生経費」の考え方 <安全衛生管理に必要な費用区分>

費用区分	主な内容	科目
安全費	現場	労働環境、労働環境、作業環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
労務費	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
その他	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境
	労働環境	労働環境、労働環境、労働環境 - 労働環境、労働環境、労働環境

※費用区分は建設業に共通する。元請負工事費明細書等による。  
※欄外は元請負工事費に計上している項目を示す。  
※出所：建設業労働災害防止協会「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び権限明確化」の解説並びに作成要領検討結果報告書  
一平 敬和 2017年11月1日（第1版改訂）

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みむべき事項を、指針として策定したものの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) **請負契約の締結に係る基本原則**
  - 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。
- (2) **受注者の役割**
  - 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

### (お) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事従事者の休日（**週休2日等**）
  - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間等
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- **業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。**
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な**労務費**や**共通仮設費**等を請負代金へ適切に反映。特に**公共工事は、週休2日工事の件数拡大。**

## 4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内の完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。**補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。**
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- **公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。**

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
  - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、**労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。**
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。